

蓮の花

Vol.5



支部長挨拶

東京都行政書士会町田支部会員の皆様、日頃より支部運営にご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

4 月 23 日開催の支部総会に於きましては上程させていただきました全議案について、皆様のご理解の下、可決承認をいただきありがとうございました。

ご承認いただきました事業計画を基に、皆様にとって有意義な支部活動となるよう執行部一丸となって支部運営を進めてまいりますので、会員のみなさまにおかれましても、ご意見等ございましたら是非お聞かせいただけたらと思います。



さて、支部活動については、長く続く新型コロナウイルス感染症の流行により、会員の皆様や役員の皆様の健康を第一と考え、多くの活動を自粛することとなっております。

しかし、このような社会情勢だからこそ、「街の法律家」を標榜する私たち行政書士の、コロナ関連の経済支援策のサポートや終活のサポートなど市民に寄り添った活動に対する期待は高まっていると感じております。

例えば、今まで第二・第四木曜日だけであった町田市の広聴課における行政手続き相談は、今まで以上に予約が入っており、町田市からの要望で本年度より第一・第三木曜日についても対応させていただくこととなりました。

また、東京都行政書士会町田支部からの提案で始まった、町田市主催の各市民センターでの出張相談会も昨年度までに町田市内の全市民センターで実施を完了しました。結果、町田市からこの活動は評価をされ、本年度も他土業も巻き込みながら、2 巡目を始める予定となっております。

東京都行政書士会の動向といたしましては、昨年 5 月の総会で会長が常住豊前会長から宮本重則新会長へと変わり、「かかりつけ行政書士を都内標準としよう！」をスローガンに掲げより市民・事業者に寄り添った活動を進めております。

町田支部といたしましても、今まで以上に行政書士を知ってもらい、会員のみなさまにご活躍いただける場面を増やし、そのことを通じ、町田市内の事業者や市民皆様に貢献できるような活動をしていきたいと考えますので、本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

令和 4 年度定時総会

理事 梅村 俊彦

2022 年 4 月 23 日（土）14 時より町田文化交流センターけやき西において、総会員数 143 名のうち、89 名の出席（うち委任状による出席者 58 名を含む）のもと、定時総会を開催致しました。



阿部朋子副支部長による開会宣言の後、久住博隆支部長より総会開催にあたっての挨拶が述べられました。続いて司会の渥美元博会員より総会成立宣言がされ、議長に熊澤裕人会員、議事録作成人に梅村俊彦会員、議事録署名人に渥美元博会員と中移庸介会員が選出され審議事項に入り、第 1 号議案から第 8 号議案について可決されました。

第 5 号議案支部細則改正案では、安定した支部運営を行う事を目的とし、支部細則 12 条の内容を改正することにつき、賛成 26 反対 2 棄権 2（支部長含む）で可決されました。その後第 7 号議案では支部長より梅村俊彦会員の案を上程し満場一致で可決され、第 8 号議案支部代議員選出で 14 名の会員が代議員として選出されました。第 9 号議案として新たな議案が上程されないため、すべての議案について慎重な審議を終え 16 時に小松由宜副支部長の閉会宣言をもって閉会となりました。

- 第 1 号議案 2021 年度事業報告
- 第 2 号議案 2021 年度決算報告及び監査報告
- 第 3 号議案 2022 年度事業計画案の承認について
- 第 4 号議案 2022 年度予算案の承認について
- 第 5 号議案 支部細則改正案の承認について
- 第 6 号議案 2022 年度支部会費について
- 第 7 号議案 支部役員補欠選任
- 第 8 号議案 支部代議員選出
- 第 9 号議案 その他



第二回新入会員懇話会

理事 渥美 元博



2022 年 2 月 5 日（土）
17 時 30 分より、ことばらんど内第 6 会議室にて、第二回新入会員懇話会を開催しました（本懇話会における「新入会員」とは、入会 3 年未満の会員を指します）。

まん延防止等重点措置が適用される中での開催となりましたが、14 名（内、新入

会員 7 名）の会員にご参加いただきました。

会は二部構成で行われ、第一部では久住支部長による「行政書士の業務について」の講義、そして第二部ではフリートークによる会員相互の情報交換が行われました。

新入会員にとっては、業務のやり方はもちろんのこと、営業の仕方や報酬の決め方など、様々なことが未知の世界ということもあって、フリートークでは主に業歴 3 年以上の会員から各々の経験談が語られました。

新型コロナウイルス禍においては、このような会員同士が集まってのイベントは皆無だったので、今回の懇話会の開催について、参加した全ての新入会員から有意義であったとの意見を頂きました。

また、今回参加できなかった新入会員からも、開催を望む声があったことから、引き続き本会の開催を企画していくつもりです。

ぜひ、次の新入会員懇話会には、みなさまご出席ください。



会員 日比谷 孝人

2 月 5 日の土曜日に町田文学館のことばらんどで 17 時 30 分から新入会員懇話会を開催していただきました

支部長久住先生をはじめとして総務ご担当の渥美先生、各ベテランの先生方、それぞれお忙しい中にも関わらずこのような会を開いていただき、大変勉強になるお話を伺うことができました。

第一部は、支部長久住先生から冊子「プエンテ」を配っていただき、行政書士業務全般についてのお話を伺うことができました。契約書を代理人として作成することができるお話、会社設立はその後の業務につながる機会になるというお話、告発、告訴状の作成は警察向け作成可能で、検察向けは司法書士業務にあたるというお話、遺言相続についてのお話などをお聞きし大変勉強になりました。私は、建設業の許可ですとか入管業務の申請ですとかに仕事の方向を開拓していきたいと思っているのですが、その点についてもいろいろとお話をお聞きし、大変勉強になりました。

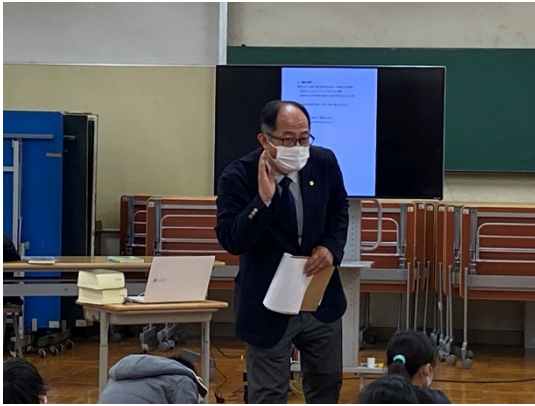
私もせっかくの機会ですのでいくつか質問をさせていただきました。許認可申請と言えは業務の種類によっては必要になる図面作成についておききいたしました。cad の技能がなかなか身につかなくて困っているというような非常に個人的な悩みなどについても図面を描く際のソフトの件など貴重なご示唆をいただくことができました。その他、入管業務の特定技能などは行政書士に業務に係る機会はあるのかどうかなどにつきましても質問をさせていただきましたご示唆をいただきました。

第 2 部でも、業務によっては法令が変わってくることも多い場合があるので自分が業務分野とする方面では目を凝らして注意をしていなくてはいけないというお話なども伺うことができました。建設業許可の関係など令和 2 年 10 月から大きく変わった点もあることは承知しておりましたので、各分野そういったことがあるのだなという感を強くいたしました。また暴排についての重要なお話もお聞きすることができました。私自身年がいったからの開業ですが、皆さまととても親切で日常こんなことってどうなんだろうと考えていること、わからないことを解決していただける場として私にとりましてとても貴重な機会になりました。まだまだ新入会員ですので今後とも何卒よろしくお願いいたします。

今回の懇話会をコロナ禍、大変お忙しい中開催していただきましてたいへんありがとうございました。

法教育授業

法教育委員会委員長 馬場 敦



毎年順調に 2、3 の小学校で実施してきた町田支部の法教育授業でしたが、日本でもコロナ感染者が少しずつ増え始めた 2020 年 2 月を最後に毎年の開催が途切れてしまいました。その後、学校側と何度か打ち合わせを重ね、2 月 10 日に町田支部として 2 年ぶりの法教育授業を行うことが出来ましたのでご報告を致します。

法教育についてよくわからないという新入会員の方もいらっしゃると思いますので、まず行政書士会の法教育活動について簡単にご紹介したいと思います。

東京会における法教育の取り組みは、平成 21 年に一部の支部の活動をきっかけとして、他の支部へと広がり、その後、平成 24 年に法教育推進特別委員会が誕生して現在に至っています。その後、各支部単位で活動が開始されて行きますが、町田支部は其中でも比較的早い時期から支部の法教育委員会が設置され教育委員会、市議会議員、町田市内の小学校などと交流を図り、その後毎年 2～3 の小学校の高学年を対象に出前授業を行ってきました。法教育授業では町田支部会員が講師になり、事前に学校と打ち合わせたテーマについて授業案を作成します。法教育というと一方的な法律のインプットと思われがちですが、グループワークを中心とした一緒に考えて行く授業を心がけています。このグループワークには講師だけでなく、協力参加していただいた会員の方にも積極的に関わっていただき、小学生との交流を深めています。

町田支部の法教育で取り上げるテーマは「出来るだけ子どもたちにとって身近なもの」を取り上げるようにしてきました。過去のテーマとして【ペットボトルのラベルの秘密】という、子どもたちがいつも飲んでいるペットボトルを見ながら、食品表示法やリサイクル法を学び『きまり（法律）を守ることは、自分たちの社会を守り、さらに自分自身を守ること』という法律の目的を意識した授業を行ってきました。3 年前からは家族や学校での『きまり』や『約束』がなぜあるのかを一緒に考えて行き、さらに発展させて『契約』の役割を学ぶ【きまりがあるのは何のため？「契約」を学んでその大切さを考えよう！】を行っています。

コロナ対策を十分に行い、上記テーマについて 2 月 10 日（金）町田市立南第三小学校 6 年生に対して実施しました。今回は 2 クラス合同の授業となり、6 時間目に約 50 名の児童を前に私が講師として 45 分の授業を担当しました。

例年このテーマに入る前に、必ず行政書士の仕事について説明をします。子どもたちにわかりやすく説明するのはいつも苦勞しますが、なぜ『きまり（法律）』や『契約』の授業を学校の先生ではなく行政書士がやるのかを理解してもらうためには大変重要な部分だと考えています。

授業の進め方は、まず身近なきまりについて問いかけて行きます。家族や学校、スポーツのきまりなど子どもたちからどんどん出てきます。つぎにそれらのきまりは何であるのか？きまりが無いと困ること、きまりがあるから困ること、きまりあったほうがいいのか？無いほうがいいのか？などきまりの目的について考えて行きます。ここから個々のきまりや約束から、社会全体のきまり、約束に考えを広めていき、社会はこの約束事で成り立っているということを実感してもらいます。当たり前のように過ごしている毎日の生活の中で、家（建物）の安全、交通（道路）の安全、食品の安全、医療の安全はそれぞれに関わる人たちが約束を果たすことで守られているということにつなげて行きます。

従来の法教育授業であれば、最後に「きまり（法律）には目的があり、その目的を守るために私たちはきまりについて考えなくてはならない」という結論で締めくくりますが、今回は我々も含めコロナ禍という未曾有の事態に直面し、「きまり」や「目的」という概念も見直され、法律のない中で自粛や自己責任など、大人も子どもも自分で考え、自分で結論を出すということが求められるようになりました。このコロナ禍を経験したことで、明確な法律がない中で、どのようにきまりを守っていくかということ、又 6 年生が中学生になって自分でしっかりと考えるようになってほしいという学校側のリクエストを受け、最後にコロナ禍におけるきまりやその目的を考えるということで、子どもたちのコロナ禍における経験を中心に一緒に考えていくという内容で締めくくりました。

今回の法教育は学校側の意向で、参加者をなるべく少数にしてほしいということから、会員皆様へは事後の報告となっていましたことご理解ください。法教育授業は来年度も引き続き行って参りますので、次回は皆様方に事前のお声がけをし、講師や授業協力など積極的にご参加いただこうと考えております。どうぞ宜しくお願いいたします。



出張無料相談会

理事 大石 益雄

令和4年2月27日、当支部（東京都行政書士会町田支部）及び東京都社会保険労務士会町田地区、東京都宅地建物取引業協会町田支部が協力し、町田市主催の出張無料相談会が開催されました。

日差しは春の陽に近いが、時折の風はまだまだ冷たさを残す、2月27日（日）午後1時から、静寂な住宅街と若々しい文教の輝きを併せ持つ玉川学園で無料相談会が開催されました。

会場は新装になった「玉川学園コミュニティセンター」で、小規模な音楽会等にも利用できる多目的ホールで行いました。

相談は午後1時からでしたが、我々町田支部の久住支部長他4名が準備のために1時間前に到着したときは、既に相談に来られた方が会場前でお待ちしている状況でした。相談会に寄せる地元の皆様の期待が強いと感じられました。

午後4時までの相談件数は13件でした。
住宅街でもあり、その内容は年配の方の「相続に関する相談」が大半を占めました。
相談例をあげると、相続手続きや相続税の相談をはじめ、「私にもしもの事があったとき財産を子供に等しく分けることを正しく伝えるにはどうすればいいか」など、我々の業務である遺言書作成業務にかかわる相談が有りました。

相続以外では「指圧マッサージの店を開きたい。申請場所は何処か？」というものから、「授業料を前払いしたのにまともに教えてくれないし、パワハラを受けている。詐欺で警察に訴えたいが、どこの警察に行けばよいか。その方法はどのようにすればよいか。」。さらには「仕事を辞めたが、給料も退職金もくれない。どこに相談すればよいか。」などという幅広い相談が有りました。

相談者はいずれも「玉川学園コミュニティセンターにおいて無料相談会が有ることを“広報まちだ”で知って駆け付けた」。「市役所に相談の電話をしたら、行政書士会などの無料相談会が玉川学園コミュニティセンターで有りますと教えてくれた」などと話しており、地域に密着した市民の相談会への関心と期待の高さが感じられました。

町田支部街頭無料相談会

会員 道口 幸恵

あいにくの曇り空でしたが、午前9時15分ぽっぽ町田に12名の会員が集合して準備に取りかかりました。

【この後の参加会員2名で合計14名の参加（女性5名・男性9名）】いつも通りの屋根の下のスペースに6個ほどの相談ブースを設け、各種パンフ、ティッシュなど配布物のコーナーも設けました。今回は事前告知や、道路使用許可のない臨時的な開催でしたの



で、道路上での勧誘、配布は控え、あくまでもぽっぽ町田の敷地内での活動となりました。目の前のオープンスペースでは生活クラブ生協さんのイベント・物販が開催され、当相談会は隠れるような位置になりましたが、幟（のぼり）を道路脇に置き、新人の先生方が敷地ギリギリで配布・勧誘で頑張ってくださいました。

時間が経つにつれ、予報通り風が強くなり、時には突風が吹いてチラシ類が飛ばされることもありましたが、何とか相談会を維持できました。

相談件数は合計5件で、相続3件【不動産（配偶者控除・小規模宅地）、お墓、遺留分侵害額請求】、遺言1件（後妻の孫を養子縁組）、交通事故1件（車対自転車の自賠責・慰謝料に関する証明書類の収集）と通常よりも低調ではありましたが、配分としては時間内にいつもどこかで1件は相談が行われている状況で全くの空白時間は少なかった印象です。

一連のコロナ禍でなかなか会員が一堂に集まる機会がありませんでしたが、今回は久しぶりに相互のお顔を拝見できて有意義だったと思います。新人の先生方も積極的に意見交換されていて町田支部の新陳代謝を感じました。結局、午後3時頃に寒さもピークに達しましたので、あいにくでしたが早めの撤収・散会となりました。春の嵐の中の相談会でしたが、久しぶりの相談者との対面でなまっていた自分の感覚も少しは目覚めたかしらと思いました。

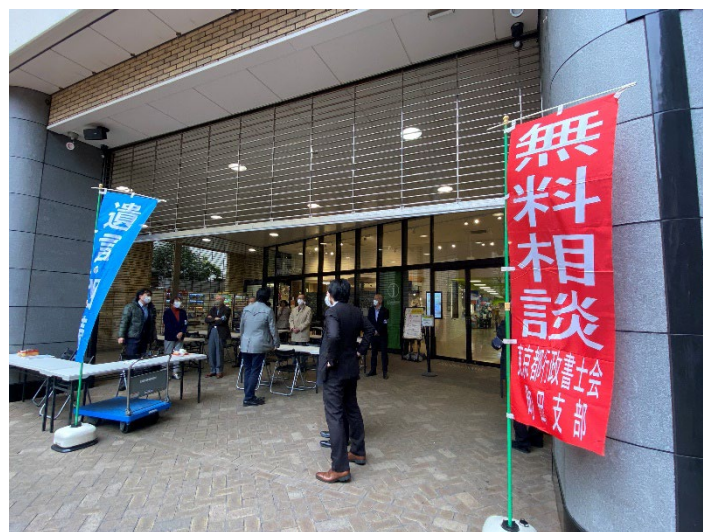
会員 福田 朝子

3 月 26 日（土）、強い春風吹き荒れる中、ぼっぼ町田にて町田支部主催の街頭無料相談会が開催されました。コロナ禍で 2 年間開催が見送られていたため、新人の私は初めての参加となりました。

午前の部は会員 14 名が参加、日頃先輩方に広くお会いするチャンスがなかったため、その光景だけで心強く思いました。事前告知なし、強風の荒天の中、計 5 名のお客様が足を運んで下さいました。

「父親が亡くなり、遺言書に従い、長男（相談者の兄）が一手に相続したが、自分や他の兄弟も取り分を主張できないのか」とのご相談でした。「遺留分侵害額請求」が可能であることなどをご説明しました。この様に、コロナ禍で身内にも専門家にも会って相談することが難しい中、相談事や悩み事を抱え込んでしまっている方が多いのではないかと察します。

町田支部でチームとなり、積極的に相談者に手を差し伸べるこのような相談会や企画が、今後益々重要になると感じました。様々な分野で活躍されている先生方とこれからも繋がりをもち、地元の方々のお役に少しでも立てるよう、一步ずつ精進したいと思います。この度は参加させて頂きまして、ありがとうございました。



東京都行政書士会デジタル推進部

東京都行政書士会デジタル推進部協力部員 馬場 敦

今年度より東京都行政書士会に『デジタル推進部』が発足されました。私は前身の ICT 委員会から引き続きデジタル推進部の協力部員として活動をしています。行政書士会が今最も力を入れているデジタル化ですが、部としてどのような活動をしているかは他の現業部に比べわかりにくいかと思います。今回は今後の行政書士活動に大きな影響を与えるであろう、デジタル推進部がどのような活動をしているのかをご紹介します。

東京都行政書士会デジタル推進部の取り組み

東京都との密接な関係

令和2年度まで：

- ・各種許認可申請における関与
例) 建設業許可、医療法人設立認可、宅建業免許、産廃業許可等
- ・成りすましによる不正な申請によって都民が被害を被ることのないよう、許認可等申請においては代理人欄*を書面に設置 *一部ののみ

令和3年度：

- ・都庁デジタルサービス局との連携の開始
- ・医療法人設立認可、宅建業免許等においては、デジタル化におけるシステム仕様の検討会議に出席
- ・宮坂副知事との意見交換会を開催

コロナ禍における取組

- コロナ関連の施策に基づく、都民の皆様への支援（わがいの積極活用）
 - ① 東京都感染拡大防止協力金（専門家確認を含む）
 - ② 東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金（専門家確認を含む）
 - ③ 東京都「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」＜各期間実施分＞
 - ④ 東京都「宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業」のアドバイザー派遣
 - ⑤ 東京都家賃等支援給付金
 - ⑥ 東京都中小企業者等月次支援給付金
 - ⑦ 持続化給付金 ⑧ 家賃支援給付金 ⑨ 特別定額給付金
 - ⑩ GoToトラベルの地域共通クーポン取扱店舗の登録における代理人申請
 - ⑪ 一時支援金（事前確認を含む） ⑫ 月次支援金（事前確認を含む）
 - ⑬ その他、国・東京都・各区市町村が実施する支援策
- 東京都行政書士会における無料電話相談（令和2年4月～8月）

地域の皆様との交流

■これまで：

- 各区市町村における交流（＝東京都行政書士会＜33支部＞）
- ・区市町村で、行政書士による相談・遺言等の無料相談対応
- ・多くの区市町村で、行政書士会各支部との「災害時における被災者支援」の協定を締結し、罹災証明書に関する支援等を予定

■これから：

- ・日本行政書士会連合会が推進する「マイナンバーカードの代理申請手続事業」に協力する等、デジタルデバイドの是正に取り組む
- ・デジタル化社会においても、地域の皆様との直接の交流は継続

【参考】行政書士について

- 行政書士の業務 *総務省ホームページ「行政書士制度」より
- ・行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、以下に掲げる事務を業とすることとされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。
 - (1) 官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること（後略）
- 行政書士法 第1条（目的）
- この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

今後デジタル推進部としての役割は大きく以下の3つになると考えています。

- ①東京都との連携
- ②組織（現業部、日行連、支部、政連）の連携
- ③デジタルデバイドの是正への取り組み

③のデジタルデバイド対策に関しては、実際に市民と向き合う支部会員の方々に、より大きな役割があると考えています。デジタル推進部として今後も積極的に情報を発信して参りますが、会員の皆様方からのご意見やご提案もこれからの本格的なデジタル化に向け重要なものとなります。ご協力のほど宜しくお願いいたします。

～編集後記～

今号の表紙は・・・

阿部 ^{かえで} 楓ちゃん

(トイプードル・推定 9 歳の女の子)

好きなもの＊タラの干物

嫌いなもの＊ピーピー鳴るおもちゃ

お気に入り＊ダッフィーのぬいぐるみ

仲良し＊久住 ^{かなで} 奏音ちゃん



広報誌の表紙を募集しています。
広報担当吉田までご連絡ください。

蓮の花／東京都行政書士会町田支部

発行人 東京都行政書士会町田支部支部長 久住 博隆

編集人 吉田 美紀

発行日 2022 年 5 月

